LIBERAL&DEMOCRATIC
自由民主

（昭和30年6月15日第三種郵便物許可）
号外
発行所
自由民主党
郵便番号100-8910
東京都千代田区永田町1-11-23
電話 東京 03(3581)6211(代表)
振替口座 東京00180-1-19518
定価1部 108円（税込み）
〈毎週火曜日発行〉

自由民主党ホームページ jimin.jp

特集号

衆議院議員 下村博文

今回は憲法改正について、下村博文代議士にお話を伺いました。

憲法改正に向けて

日本国憲法は今年で施行から71年を迎えます。先の衆院選で自民党は憲法改正に向け、公約として、自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参院選の合区解消の4項目を改憲議論の対象に掲げたこともあり、今年は議論が活発になっていくことが予想されます。

現在は、党内の憲法改正推進本部での議論を中心に自民党憲法改正原案の取りまとめを行っています。

憲法改正は、先ず党内で議論された後に、各議院に設置されている憲法審査会で改正原案についての議論が行われます。そして審査会が過半数で原案を可決し、本会議で3分の2以上が賛成すれば憲法改正案が発議されます。発議後に国民投票が行われます。

このことを踏まえ、下村代議士にその考えを聞きました。

衆議院議員
昭和29年生、群馬県高崎市出身。
早稲田大学教育学部卒業。
文部科学大臣、教育再生担当大臣
東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、自民党幹事長代行を歴任。
当選8回。

―憲法改正全般について

日本国憲法は、明治憲法に比して、新憲法と言われていますが、実は、世界で最も古い憲法を一度も改正もしない国が我が国のように、憲法ではありません。どの国も時代の変化に対応しながら、多い国では40回以上もしておりますが、その時その時の要請に応じて加憲を行う国もあります。

改正した国もあります。

憲法は法律のもとに基本となるべく、新たな時代の要請に応じて加憲という事は必ずしもないという事です。

特に憲法は、国家としての理想を追求する法治国家としてあるべき形を追求する法治国家という事が大切です。

また、真の独立国家として、日本人が自らの意志と判断で自ら国の憲法のより良い改正を目指すという事は、真の国民意識を涵養するためにも大切な事だと思います。

先の衆議院・参議院選挙で、改憲に必要な三分の二以上の勢力を国民の皆様により選出して頂きました。ですから国会に向かう今年は最大としてとらえるべきであると考えます。

私自身も、十数年ぶりに、衆議院においては、憲法審査会のメンバーとなり、自民党においては憲法改正推進本部の役員となりました。

憲法26条の教育を中心に積極的に憲法改正について、進めて行きたいと考えています。自民党の中では、そのほかにも3項目が改正議論の対象になっています。

―改正項目について

改正項目の第1は、自衛隊の明記です。現段階においては憲法9条2項目はそのままにして自衛隊の明記を追加する案、あるいは憲法9条2項目を改正し、自衛隊を明記する案の両論が出ています。

2項目目は緊急事態条項についてです。東日本大震災など大きな災害が起きた時に現行の法律があるために迅速に対処できない事がありました。そのために、緊急事態の時には、超法規的に対処できるように改正しようとするものです。また同時に、衆議院の任期が終わった後に、緊急事態が起きた場合には任期を延長できるものです。世界の憲法をみると、100ヵ国以上が新たな憲法を制定していますが全ての憲法にこの緊急事態条項が入っています。

3項目目が、参議院の合区解消についてです。先の参議院選挙で鳥取県と島根県が、また徳島県と高知県が合区となり、さらに次回の参議院選挙においても合区が加速されると47都道府県のそれぞれの県から参議院議員を選出できなくなります。

地方の過疎や衰退を止めるためにも、都道府県から、一人は参議院議員を選出できるように憲法改正しようとするものです。

―教育項目の改正について

4項目目が、私が党内において是非中心となって進めていこうとする憲法26条の改正です。現行憲法は以下のように記述されています。

「第26条 ①全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

この以上2項目ですが、さらに憲法改正し、3項目目として、以下のような記述を加憲することを提案します。

加憲項目③、「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠く事のできないものであることを鑑み、国民一人ひとりの幸福実現や、人格の形成と資質の向上のため、教育環境の整備に努めなければならない。」として、さらに第1項目に「経済的理由によって教育をうける機会を奪われない。」を加憲することを提案しています。

以上4項目について、さらに、今年は自民党の中での議論を含め国会における憲法審査会などで、憲法改正に賛同する他の党とも条文についても具体的議論も詰めていくことが必要だと思います。

同時に最終的には、国民投票により、憲法改正がなされるわけですから、国民議論を同時並行で進めていくことが必要です。今年は是非国会で憲法改正発議が出来るような流れを、国民の皆様と共に作り上げていく大切な年にしていきたいと考えます。